

アリアンツ火災海上の現状

**Annual Report 2011**

2011年3月期

**Allianz** 

# 目次

<b>I. 会社の概況及び組織</b>	
1. アリアンツ火災海上保険株式会社の企業理念	3
2. 会社の沿革	4
3. 株主・株式の状況	5
4. 経営の組織	6
5. 役員の状況	7
6. 会計参与の状況	7
<b>II. 主要な業務の内容</b>	
1. 主な取扱い商品	8
2. 事業の内容	10
3. 損害保険のしくみ	10
4. 約款	11
5. 保険料	12
6. 保険金のお支払い	13
7. 保険募集	14
<b>III. 主要な業務に関する事項</b>	
1. 直近の事業年度(平成22年度)における事業の概況	17
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	20
3. 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標等	21
4. 責任準備金の残高の内訳	34
5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	35
6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	36
<b>IV. 保険会社の運営</b>	
1. リスク管理の体制	37
2. コンプライアンス(法令遵守)体制	38
3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性	43
4. コーポレート・ガバナンス体制	43
5. 内部統制システムの構築	43
6. 利用者の満足度の向上	46
7. 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	46
<b>V. 直近の2事業年度における財産の状況</b>	
1. 計算書類	49
2. リスク管理債権	60
3. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	60
4. 債務者区分に基づいて区分された債権	60
5. ソルベンシー・マージン比率	61
6. 時価情報等	63
<b>VI. 平成22年度の末日において事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象等について</b>	64
<b>VII.～IX. 保険会社及びその子会社等について</b>	64
<b>X. 平成22年度末における重要事象等</b>	64

## ごあいさつ

日頃より、皆様には格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2010年度は、本年3月の東日本大震災による影響を受けた年となりました。この震災により亡くなられた多くの方々に心よりお悔やみ申し上げるとともに、被災された皆様には謹んでお見舞い申し上げます。

アリアンツ火災海上保険株式会社の社員だけでなく、アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ(AGCS)のグローバル・チームもまた、今回の悲惨な災害以降、日本および海外のお客様に対応するために全力を尽くしてまいりました。当社は、可能な限り早急に保険金のお支払いを行い、地震による損害や損失を被ったお客さまを支援するという保険会社としての使命を果たすことによって、被災地の一日も早い復興に貢献したいと考えております。

昨年、アリアンツ火災海上保険株式会社がAGCSの一員として統合されるという発表がなされて以来、当社は、サービス、財務安定性、組織体制、保険商品内容を、AGCSのグローバルな事業モデルと一致させる作業を着実に進めてまいりました。当社は法人のお客様へのサービスにさらに注力していくため、ペット保険事業から撤退することを決定いたしました。同時に、エンジニアリング、賠償責任、金融、財物、海上、航空、エネルギーなどの企業保険分野や特殊保険分野で優れた国際的な保険サービスを提供することを主目的として、人材やインフラへ積極的に投資し、引受業務および専門的なリスク・コンサルタント機能を拡充いたしました。

AGCSは世界150以上の市場で事業を展開しており、当社は、そのグローバルな資源と保険市場をリードする深い専門知識を活用して、日本での地盤をさらに拡大してまいりたいと考えております。AGCSはまた、財務安定性においても保険業界をリードし続けており、他のどの法人向け保険会社や特殊保険会社よりも高い財務格付けを保持しています。AGCSの日本における戦略的重要性の高い子会社として、当社はその恩恵を受けております。当社は格付機関であるスタンダード&プアーズ社より、現時点で日本の損害保険会社の中で最も高い格付けとなる、AA-の評価を引き続き獲得しています。

当社は昨年、個別の保険およびリスク管理ソリューションを、より多くの日本の法人のお客様にご提供できたことを誇りに思っております。これらのお客様のみならず、当社の保険代理店・ブローカーの皆様、ビジネスパートナーの皆様におきましても、引き続き当社へのご支援、お引き立てを賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

アリアンツ火災海上保険株式会社  
代表取締役社長 ミハヤエル マイヒヤー



## I. 会社の概況及び組織

### 1. アリアンツ火災海上保険株式会社の企業理念

当社の最大の目標は、お客様第一主義をモットーに、保険会社のリスクを専門的に管理しながら、お客様の個別のニーズにお応えすべく革新的でテラーメイドのソリューションを提供し、そしてそれによりお客様への約束を果たしつつ成長を持続することです。

当社は、急速に進化する世界の中において変化するためのパートナーです。私たちは当社のお客様を理解しています。そして当社のお客様は世界のどこからでも、私たちとコンタクトをとることができます。私たちは当社のお客様のリスクを理解しています。そしてお客様を予期せぬ事態から守るために、現地であらゆる種類の保険商品とサービスをテラーメイド・ソリューションの形で提供します。また同時にお客様の窓口を一本化することにより、お客様のビジネスの遂行を容易にします。当社は、常に、質の高い専門的なサービスでお客様のご期待にそうよう最善を尽くします。また、ビジネスの基本原則としてコンプライアンスを遵守します。

当社はアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ(AGCS)の傘下に入りました。業界に関する専門性や知識を通じ、日本の企業および専門的なリスク・ソリューション分野において、お客様のニーズに応えることのできる、世界で主要な国際保険会社になることを目指しています。

アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ(AGCS):AGCSのグローバルなネットワークを通じて一貫した高水準の専門知識とアンダーライティングが当社のお客様に確実に提供されるよう、リスク分析、格付け、価格設定の水準を維持しています。グローバルなアンダーライティングの専門家の知識と、現地のアンダーライティングの視点から具体的なソリューションをお客様に提供します。そして災害発生時には、熟練した損害査定チームと経験豊かなクレーム・マネジャーが、早急にお客様が業務を継続するために必要なサービスを提供します。AGCSは世界中のネットワーク・パートナーと共に70カ国で事業を展開しています。加えて企業保険会社としての長年にわたる豊富な経験によりお客様の利益に資するべく最適なツールを用意し提供します。

当社はお客様と長期にわたる関係を構築したいと考えています。信頼と安定そしてコミットメントによりお客様およびブローカーの皆様とチームを築きます。そしてAGCSの堅実な基盤により、いつでも必要な時はお客様の力になります。大局的見地から、事がうまく運ばない時も、長期にわたる力強いパートナーとして、当社はお客様を支援します。今日、明日、そして今後ずっと、いつでも何処でも当社はお客様を見守っています。

## 2. 会社の沿革

### アリアンツ・グループについて

アリアンツは世界有数の保険・金融サービスグループであり、1890年に設立され、現在は70カ国以上で事業を展開。従業員数は15万人以上です。アリアンツは世界の約7,600万のお客様に、損害保険、生命保険、資産運用などの分野で、幅広い金融サービスを提供しています。

アリアンツ エス・イーはダウジョーンズ・サステナビリティ・インデックスを構成する主要保険会社のひとつです。アリアンツは国連グローバル・コンパクトの原則、および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業ガイドラインを支持しています。

2010年12月末時点、アリアンツ・グループ全体の総資産は約6,249億ユーロ（約68兆円、1ユーロ116.2円換算）であり、総収入は約1,065億ユーロ（約1兆3,700億円、1ユーロ108.8円換算以下同じ）、純利益は約52億ユーロ（約6,000億円）となっています。

### アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ（AGCS）について

AGCSは、アリアンツ・グループのコーポレート・アンド・スペシャルティ保険顧客専用のブランドです。AGCSは、アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・アーゲー（AGCS AG）、およびAGCSブランド傘下の提携企業で構成され、国際保険プログラムをはじめ、エネルギー、エンジニアリング、フィナンシャル・ライン（会社役員賠償責任保険を含む）、賠償責任保険および企業財産総合保険など、海上、航空、企業保険事業全般にわたる保険および危機管理コンサルティング・サービスを提供しています。

AGCSは、アリアンツ・グループのネットワークやその他のネットワーク提携企業を通じて、世界の150以上の国や地域で事業を展開しています。従業員数は3,000人以上、フォーチュン・グローバル500社の大多数の企業に保険サービスを提供しています。2010年の世界の年間保険料総額は40億ユーロ（約4,700億円）です。

スタンダード&プアーズ社によるAGCS AGの財務力格付けはAA（Very Strong）※、A. M. ベストによる財務力格付けはA+（Superior）※です。

※格付けは、ともに2011年5月31日現在です。

### アリアンツ火災海上保険株式会社について

当社は、1990年にヨーロッパの損害保険会社では初めて、日本法人として設立されました。当社は世界有数の金融サービス企業であるアリアンツ・グループの一員で、2010年1月より一定規模以上の企業や特殊分野の保険種目の引受を対象とする、グループの専用ブランドであるアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ（AGCS）のグローバル・ネットワークの傘下に入りました。

日本でも、国際保険プログラムをはじめ、エネルギー、エンジニアリング、フィナンシャル・ライン（会社役員賠償責任保険を含む）、賠償責任保険および企業財産総合保険など、海上、航空、企業保険事業全般にわたる保険および危機管理コンサルティング・サービスを提供しています。

当社はスタンダード&プアーズ社より財務力格付けにおいて2011年5月31日現在でAA-（アウトルック、ネガティブ）の評価を得ています。

当社の2010年度（2010年4月～2011年3月）の正味収入保険料は△3億8千万円、同年度末での総資産は72億8千万円となっています。

#### 日本における沿革・資本金の推移

1990年 11月	資本金20億円で東京都港区に会社設立
1990年 12月	日本における営業免許を取得
1991年 4月	在日ドイツ系企業を中心に営業開始
1995年 9月	資本金を5億円増資し、25億円とする
1999年 4月	アシュアランス・ジェネラル・ド・フランス東京支店 (A.G.F. 東京支店) より包括移転を受ける（取引信用保険を除く）
2000年 3月	資本金を10億円増資し、35億円とする
2007年 3月	資本金を3億円増資し、38億円とする
2008年 3月	資本金を3億円増資し、41億円とする
2009年 3月	資本金を2億6千7百万円増資し、43億6千7百万円とする
2010年 3月	資本金を3億7千万円増資し、47億3千7百万円とする
2011年 3月	資本金を5億円増資し、52億3千7百万円とする

#### 店舗所在地(2011年7月1日現在)

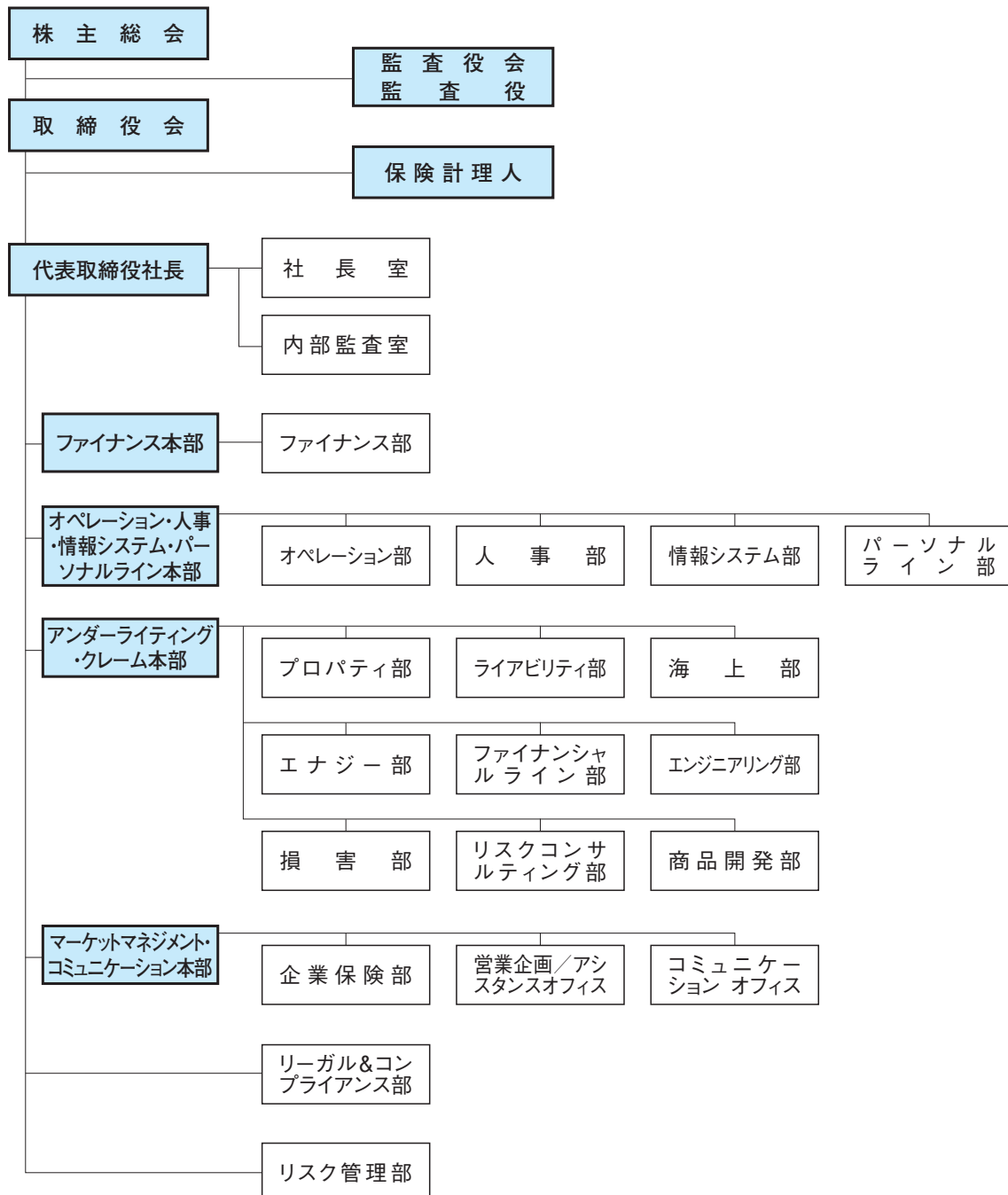
本 社 東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル  
TEL：03-4588-7500(代表)

### 3. 株主・株式の状況(2011年3月31日現在)

発行済株式総数 139,480株  
株主名 アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・アーゲー  
(本社：ドイツ・ミュンヘン)  
所有株式数：139,480株(100%)

## 4. 経営の組織

本社機構(含む営業機構)2011年7月1日現在



## 5. 役員の状況(2011年7月1日現在)

役職・職名	氏名(生年月日)	略歴
代表取締役会長 (非常勤)	アクセル・タイス (1958年1月13日生)	2004年 5月 アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・アーゲー 取締役会長 兼最高経営責任者 2009年 12月 当社代表取締役会長
代表取締役社長	ミハエル・マイヒヤー (1970年5月10日生)	1998年 アリアンツ・アーゲー入社 2007年 8月 当社代表取締役社長
取締役	黒野 泰正 (1955年11月29日生)	2001年 2月 当社入社 2009年 7月 当社取締役
取締役	村上 博敏 (1950年8月3日生)	2009年 1月 当社入社 2011年 1月 当社取締役
取締役 (非常勤)	ルーツ・フルグラフ (1954年3月23日生)	2006年 5月 アリアンツ エス・イー・ラインシュアランス・ ブランチ・アジア・パシフィック エグゼクティブ・ ジェネラル・マネージャー兼グローバル・コーポレ ート・アンド・スペシャルティ本部長 2009年 12月 当社取締役
取締役 (非常勤)	ダグラス・ペニクック (1951年5月4日生)	2009年 7月 アリアンツ・グローバル・コーポレート・アン ド・スペシャルティ・アーゲー 取締役兼地域及び市場管理最高責任者 2010年 6月 当社取締役
監査役 (常勤)	宮中 省二 (1949年7月28日生)	2008年 4月 当社取締役 ～2011年 1月 2011年 6月 当社監査役
監査役 (非常勤)	中澤 武士 (1945年3月31日生)	2008年 6月 当社監査役
監査役 (非常勤)	西谷内 力世 (1946年5月23日生)	2008年 6月 当社監査役

(注) 中澤氏および西谷内氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

## 6. 会計参与の状況

会計参与

該当事項はありません。

## II. 主要な業務の内容

### 1. 主な取扱い商品 (2011年4月1日現在)

当社は、主にブローカー及び代理店を通じて保険商品の販売・引受を行っています。

主な取扱い商品は下記のとおりです。

ビジネスの保険                      企業をとりまく様々なリスクを取り除きます。

企業財産総合保険	企業所有の建物や動産の損害を補償するとともに、損害を受けたことによって営業が休止または阻害されたために生じた利益喪失など事業活動で直面するリスクを総合的にカバーし、補償するオールリスクタイプの総合保険です。
普通火災保険	店舗・工場などの火災などにより生じた損害を補償する保険です。
店舗総合保険	事務所店舗・店舗兼住宅などの建物とその什器・備品などを対象とし、普通火災保険で補償する損害のほか、車の飛び込み損害・水漏れによって生じた損害、持出家財の損害など幅広く補償する保険です。
利益保険	店舗・事務所・工場・倉庫などの火災、落雷、爆発などによる営業の休止によって生じた利益の減少を補償する保険です。
店舗休業保険	店舗・事務所の火災、落雷、爆発などによる業務休止によって生じた利益の減少を補償する保険です。
動産総合保険	動産を対象として、火災による損害のみならず、盗難や破損など偶然な事故による損害を補償するオールリスクタイプの保険です。
機械保険	機械設備・装置を対象とし、従業員の誤操作、保守管理の不良による事故、電気的事故のほか、物の落下・衝突などの偶発的な事故によって被った損害を補償する保険です。
組立保険	機械設備・プラント装置、鋼構造物などの据付け・組立工事において偶発的な事故により、工事の目的物・工事用材料などに生じた損害を補償します。
建設工事保険	工事から引渡しまでの間に、建設中の建物に損害が生じた場合に補償する保険です。
賠償責任保険	偶然な事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき、その賠償金を補償する保険で、施設所有(管理)者・請負業者・生産物など各種賠償責任保険があります。
会社役員賠償責任保険	会社役員がその業務を執行するにあたり、過失により会社(株主)や第三者に経済的損害を与えたとの理由で損害賠償請求を受けた場合に、役員が個人として負担しなければならない損害(損害賠償金、弁護士費用等)を補償する保険です。

船舶保険	船舶の海上危険によって被った損害を補償する保険です。
貨物海上保険	海上輸送中の貨物の海上危険によって生じた損害を補償する保険です。
運送保険	陸上(注)輸送中の輸送用具の事故、その他の危険によって生じた貨物の損害を補償する保険です。 (注)河川湖沼を含みます。
労働災害総合保険	従業員が業務上災害を被ったとき、政府労災保険の給付で足りない部分を補償する労災保険の上乗せ保険です。
普通傷害保険 (「就業中のみの危険補償特約」付帯)	普通傷害保険に「就業中のみの危険補償特約」を付帯して、企業・団体などが契約者となり、その従業員などを被保険者として、職場内および通勤途上などにおける傷害について保険金をお支払いする保険です。

## 2. 事業の内容 (2011年4月1日現在)

### 損害保険事業

◆保険の引受：当社は、次の各種保険の引受けを行っています。

- (1)火災保険 (2)海上保険 (3)運送保険 (4)傷害保険 (5)自動車保険 (6)賠償責任保険
- (7)労働者災害補償責任保険 (8)機械保険 (9)建設工事保険 (10)動産総合保険
- (11)費用・利益保険 (12)その他の保険 (13)以上各種保険の再保険

◆資産の運用：当社は、皆様から収受した保険料を、安全性・流動性に留意し有価証券投資を主体に運用しています。

◆当社は、他の保険会社の保険業に係る業務の代理・代行業務を行っています。

## 3. 損害保険のしくみ

### (1)損害保険制度について

損害保険とは、一定の偶然な事故から生じる損害を補償するために、同一の危険にさらされている多数の人々が、統計的基礎(大数の法則といえます)によって算出された保険料をそれぞれ支払っておくことによって、万一事故発生により損害を被ったときに保険契約の約定内容と損害の程度に応じて、保険金を受けとることができるようにするしくみです。このように損害保険は、多くのお客様間のリスクを相互に分散させることにより経済的補償を提供し、個人生活の安定や企業経営の安定に大きく寄与するという社会的役割を果たしています。

### (2)損害保険契約の性格について

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故(保険事故)によって生ずることのある損害をてん補することを約束する契約をいいます。よって保険契約の当事者のうち、保険会社は保険金を支払う義務を負い、保険契約者は保険料を支払う義務を負います(保険法第2条)。

したがって、損害保険契約は、双務・有償契約で当事者の合意のみで有効に成立する諾成契約という性格を有します。しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社はこれに記載された内容に基づき、保険証券または保険引受証を作成し契約者にお渡ししています。

### (3)再保険契約について

保険会社がお引受した保険契約の中には、大型旅客機・大型船舶・巨大石油コンビナート等の大型契約や地震・台風災害などの自然災害に備えた契約があります。もし、このような契約に事故が発生した場合、保険金の支払が膨大となり、保険会社の存続に多大な影響を与える場合があります。保険会社は、巨額保険金の支払いに備え、引き受ける危険の分散化のために、自社が引受したリスクのうちの一定割合を国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことがあります。また、反対に他の保険会社が引き受けた巨大リスクの一部を引き受けることがあります。このような保険会社間の危険の分散を目的とした保険契約を「再保険」といいます。

## 4. 約款

### (1)約款の位置づけ

損害保険は、目に見えない無形の商品ですが、その内容を具体的に目に見えるようにし、契約の約束事を記載したものが保険約款です。その新設・変更については、原則として、保険会社は保険事業の監督者である金融庁の認可を受けるか届出を行っています。約款には、基本的な保険契約の内容を定めた「普通保険約款」と個々の契約においてその内容を補完したり、修正したりする「特別約款」および「特約」があります。保険契約は、すべてこうした約款に従って契約されます。

### (2)契約時の留意事項

申込書に記載された内容も契約内容としてご契約者・保険会社の双方を拘束します。従って、保険のご契約にあたっては、当社の社員又は代理店から普通保険約款、特別約款等の内容につき十分な説明を受け、申込記載内容をよく確認した上でご契約いただくことが大切です。当社では、主要種目のご契約内容についてご契約前に十分にご理解をいただくために、「重要事項等説明書」を作成しています。

## 5. 保険料

### (1) 保険料のお支払い・返還

損害保険の保険料は、保険契約締結と同時に領収することが原則となっています。よって、保険期間開始後でも保険料領収前に事故が発生した場合、保険金をお支払いすることができません。また、保険契約締結の後、危険の増加または減少などの変更が生じた場合は、保険料の返還または請求を行う場合があります。保険期間の途中で契約が失効した場合や解除された場合には、約款に従って保険料の一部を返還いたしますが、事由によっては返還できない場合もあります。

### (2) 保険料(率)

損害保険の保険料(率)は、純保険料(率) [注1] 部分と付加保険料(率) [注2] 部分から構成されています。当社が適用している純保険料(率) [注1] には以下のものがあり、これに当社の付加保険料(率) [注2] を合算して保険料(率)としています。

- ◆当社が金融庁から認可を取得または金融庁へ届出を行った純保険料(率) [注1]。
- ◆損害保険料率算出機構が金融庁へ届け出た参考純率[注3]を参考に、当社が金融庁から認可を取得または金融庁への届出を行った純保険料(率) [注1]。

また、上記とは別に損害保険料率算出機構が金融庁へ届け出た基準料率[注4]を採用している保険種目もあります。

[注1] 保険事故が起きたときに保険会社が支払う保険金に充当される部分であり、過去の統計等を使用して大数の法則に基づく損害発生 の頻度と程度によって算出されます。

[注2] 保険会社の経営に必要な事務処理費や代理店手数料(率)、利潤といった諸経費に充当される部分を行います。

[注3] 損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険等の参考純率を算出し、損害保険料率算出団体に関する法律に基づき、金融庁に届出をしています。

[注4] 損害保険料率算出機構は、法律に基づく地震保険や自賠責保険については、付加保険料(率) [注2] を含め算出しており、これを「基準料率」といいます。

## 6. 保険金のお支払い

保険会社が引き受けた保険契約について事故が発生した場合、保険金をお支払いするまでの流れはおおむね次のようになっています。

### 1. 保険会社・代理店への事故通知

万一事故が発生した場合は、事故の態様に応じた緊急処置(負傷者の救護、警察署・消防署(火災)などへの通報等)を講じた後、直ちに当社または当社代理店まで事故発生の日時・場所・事故の概要などをご通知下さい。

### 2. 事故状況・損害額の調査

当社では、ご契約者、代理店から事故通知をお受けすると、担当者がご契約内容を確認し、被災物件や罹災現場の調査、また修理業者、病院等への照会などを行うことにより、保険金お支払いの対象となる事故であるかどうかや、ご契約者(被保険者)側の賠償責任の有無や程度についての判断を行います。その際、事故の内容、損害の程度に応じて、損害調査のための資料の提出をお願いする場合があります。

### 3. 保険金お支払い額の決定

ご契約者、被害者、修理業者など関係者との折衝や、修理見積書・休業損害証明書・示談書等の損害額把握のための書類の確認を経て、お支払い保険金が決定されます。特別な照会や調査が必要な場合は、その内容及び所要日数につきご連絡します。

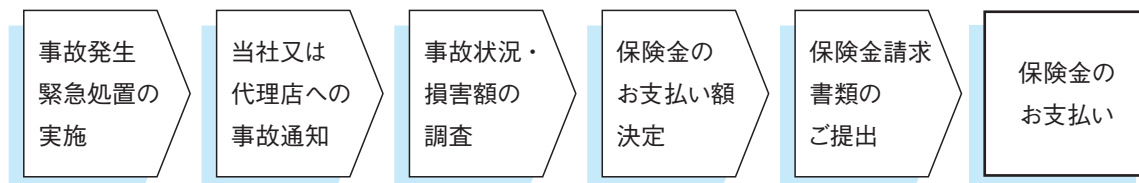
### 4. 保険金請求書類の提出

保険金のお支払いに必要な書類をご提出いただきます。

### 5. 保険金のお支払い

保険金のお支払いに必要な書類をご提出いただきますと、内容を確認のうえ、上記3.で決定した保険金をお支払いします。

事故発生からお支払いまでの一般的な流れ



## 7. 保険募集

### (1) 契約締結のしくみ

#### 代理店による保険募集

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約」に基づき、保険会社に代わって損害保険の契約募集を行います。損害保険代理店には保険会社のために保険契約を締結する代理権を有する締結代理店と保険契約の締結の媒介のみを行う媒介代理店の2種類があります。

#### 契約の撤回、解除について－「クーリングオフ制度」

保険期間が1年を超える個人保険契約について、クーリングオフ制度が適用されています。お客様がご契約をお申込みいただいた日、またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、当社に書面による通知をもって、ご契約の申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

### (2) 代理店の役割と業務内容

当社では、代理店委託契約書を取り交わした上で、締結代理店の場合、代理店がお客様との間で次のような業務を行うことを代理店に委託しています。

- ◆ 保険契約の締結
- ◆ 保険料の領収または返還
- ◆ 保険契約の変更・解除等の申し出の受付（ただし、クーリングオフの申し出は除きます）
- ◆ 保険料領収証の発行・交付
- ◆ 保険契約の維持、管理に関連するその他の事項

また代理店は、このほかにもお客様と保険会社の橋渡し役としてお客様のニーズに対応した各種保険サービスを提供し、万一の事故が生じた際には、保険金のご請求についての適切なアドバイスをするなどサービスも日常業務としています。このように、代理店は損害保険に関するプロフェッショナルとしてお客様に様々な情報を提供し、お客様の家庭や会社等を様々な危険や災害から守り、経済生活の安定を図るという社会的役割を担っています。

## (3)代理店登録

損害保険代理店は、保険業法に基づき主務官庁に登録することが義務づけられています。この登録を行ってはいじめて代理店として保険契約の募集を行うことが可能となります。なお、登録事項に変更が発生したとき、代理店業務を廃止するときには届出を要し、さらに代理店の役職員として保険募集を行う人についても届出が必要です。

## (4)代理店教育

お客様であるご契約者に対して、適切な情報と充実したサービスを提供できる代理店を育成することを目的とし、専門的な保険知識に関する教育、代理店としてのコンプライアンスに関する研修などを実施しています。

## (5)代理店数(2011年3月31日現在)

店 舗	代理店数
本 社	189
関西支店※	42

※2011年6月30日付で閉鎖し、関西支店管轄の代理店は、本社が管轄しています。

## (6)当社の勧誘方針

当社では、「金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)」に基づく勧誘方針を以下のとおり定めて、適正な金融商品の販売・勧誘に努めています。

## 「勧誘方針」

**お客様の視点に立った販売・勧誘に努めます。**

1. お客様の保険に関する知識、購入経験、家族状況、財産状況、購入の目的等を商品特性に応じて総合的に勘案させていただき、お客様のご意向と実情に沿った商品の説明と提供に努めます。
2. 商品についての重要事項をお客さまに正しくご理解いただけるよう適切な説明に努めます。
3. お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
4. お客様と直接対面しない勧誘・販売（インターネット販売、通信販売など）を行う場合においては、説明方法などに工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努めます。

**お客様にご満足いただけるよう適切な対応に努めます。**

1. お客様のお問い合わせには、迅速、適切、ていねいな対応に努めます。
2. お客様に対して公正な事務処理を行うとともに、万が一保険事故が発生した場合には、保険金等

のお支払について迅速、的確、ていねいな対応と適正な支払に努めます。

3. お客様のご意見、ご要望を真摯に受け止め、商品開発や販売活動に活かしてまいります。

**各種法令を遵守して適正な対応に努めます。**

1. 金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、保険業法、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令等を遵守します。
2. 適切な業務を確保するために、社内体制の整備・向上と販売にあたる者の研修に取り組みます。
3. お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱と管理をいたします。

- 以上 -

### Ⅲ. 主要な業務に関する事項

#### 1. 直近の事業年度(平成22年度)における事業の概況

##### (1)事業の経過及び成果等

当事業年度において、当社は国内経済の回復の遅れにもかかわらず、着実な一歩を踏み出すことができました。この1年は親会社変更による統合の年であり、アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ(AGCS:アリアンツ・グループの企業保険会社)のグローバルなビジネスに照らして事業を見直してきました。このグループ全体の事業姿勢は、年度末における10億円の資本増強という事実からもわかりいただけます。

当社のコア・ビジネスは、グローバルな国際企業保険で、当事業年度は順調に拡大し元受・受再合計で引受を伸ばしました。また、その戦略に沿って、ペット保険事業をアクサ損害保険株式会社に売却する意思決定をいたしました。

さらに当社は、再保険構造を見直し、保険ビジネスの多くをAGCSおよび限られた数の外部の再保険会社に出再することといたしました。こうした出再により、大きなリスクや(特に3月に発生した東日本大震災による)自然災害は多くの部分がカバーされることとなりました。この構造変化により、正味責任準備金が大きく減少し、再保険手数料とともに、収益に貢献しました。

これらの結果、当事業年度の業績は次のとおりとなりました。

保険引受収益が2,179百万円(前期比2,552百万円減)、資産運用収益が21百万円(同32百万円減)、その他経常収益が104百万円(同89百万円増)となり、経常収益は2,305百万円(同2,495百万円減)となりました。

保険引受費用は193百万円(前期比3,895百万円減)、営業費および一般管理費は1,598百万円(同196百万円増)、経常費用は1,801百万円(同3,690百万円減)となりました。

上記の結果、経常利益は504百万円となりました。経常利益に特別利益、特別損失、法人税等合計を加減した結果、当期純利益は497百万円となりました。ソルベンシー・マージンにつきましては、522.7%(前年度 731.6%)と引き続き十分な水準を保持しております。

経常利益の主な原因は、保険引受収益が前期に比べ2,552百万円減少したものの、保険引受費用が3,895百万円減少したためです。この結果、保険引受利益は390百万円となり、前期の△756百万円から大きく改善しました。

資産運用に関しては、利息及び配当金収入は前年度に比べ32百万円減少し、資産運用費用が7百万円増加したために、資産運用粗利益は14百万円に減少しました。

## (2)保険引受の概況

保険引受収益のうち、正味収入保険料は、△386百万円であり、前期比108.2%の減少となりました。一方、保険引受費用のうち、正味支払保険金は、前期比60.5%減の902百万円で、当期正味損害率は△256.5%となりました。

また、保険引受における営業費および一般管理費については、前期に比べ196百万円増加し、1,595百万円となり、正味事業費率は△206.9%となりました。

## (3)主な種目の状況

当事業年度より再保険構造を見直した結果、一部保険種目において正味収入保険料がマイナスとなっております。

### 火災保険

正味収入保険料は、191百万円と前年度に比べ、60.0%の減収となりました。

正味損害率は、36.5ポイント上昇し、63.9%となりました。

### 海上保険

正味収入保険料は、164百万円と前年度に比べ、68.0%の減収となりました。

正味損害率は、59.7ポイント上昇し、139.0%となりました。

### 傷害保険

正味収入保険料は、168百万円と前年度に比べ、49.0%の減収となりました。

正味損害率は、34.3ポイント上昇し、66.3%となりました。

### 自動車保険

正味収入保険料は、△1,252百万円と前年度に比べ、3,069百万円の減収となりました。

正味損害率は、56.6ポイント減少し、△1.2%となりました。

### 賠償責任保険

正味収入保険料は、352百万円と前年度に比べ、45.3%の減収となりました。

正味損害率は、25.8ポイント上昇し、49.5%となりました。

### その他の保険

その他の保険は、動産総合保険、ペット保険、建設工事保険などが主なものであります。正味収入保険料は、△

10百万円と前年度に比べ、957百万円の減収となりました。そのうち動産総合保険につきましては、正味収入保険料が△235百万円と、前年度に比べ、600百万円の減収となりました。また、ペット保険につきましては、正味収入保険料が84百万円となりました。

#### (4)資産運用の概況

当期末運用資産は、前期より2.9%減少し、5,158百万円となりました。増減資産項目については、預貯金が771百万円増加、有価証券が914百万円減少し、当期末総資産は7,283百万円(前期比0.9%増)となりました。

#### (5)対処すべき課題

今後の経営課題としては、より多くのお客様からの信頼を維持するために内部管理態勢の強化に努めるとともに、金融危機に直面しながらも堅実な経営を継続しているアリアンツ・グループの一員として企業保険分野への特化を通して、更なる魅力ある商品のご提案、ITインフラの整備、リスク管理等、更なるご信頼確保への取り組みを行ってまいります。

## 2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	平成18年度(末)	平成19年度(末)	平成20年度(末)	平成21年度(末)	平成22年度(末)
正味収入保険料		3,832	4,171	4,203	4,732	△ 386
経常収益		3,977	4,227	4,453	4,801	2,305
経常利益 / 経常損失		△ 558	△ 394	△ 591	△ 689	504
当期純利益 / 当期純損失		△ 575	△ 455	△ 596	△ 697	497
資本金		3,800	4,100	4,367	4,737	5,237
発行済株式の総数		82千株	94千株	104千株	119千株	139千株
純資産額		560	647	586	693	2,180
総資産額		6,130	6,417	6,387	7,220	7,283
責任準備金残高		3,315	3,594	3,878	4,394	2,690
貸付金残高		—	—	—	—	—
有価証券残高		2,450	2,486	2,478	2,850	1,936
ソルベンシー・マージン比率		584.2%	549.5%	651.1%	731.6%	522.7%
配当性向		—%	—%	—%	—%	—%
従業員数		57名	70名	73名	74名	71名

(注) 当社は積立型保険の販売をしていませんので、正味収入保険料には積立保険料を含んでいません。

### 3. 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標等

#### (1) 主要な業務の状況を示す指標

##### 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災		496	478	191
海上		678	514	164
傷害		196	330	168
自動車		1,689	1,817	△1,252
その他		1,142	1,591	341
(うち賠償責任保険)		( 488)	( 644)	( 352)
合計		4,203	4,732	△386

(注) 正味収入保険料は、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

##### 元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災		2,468	2,180	1,903
海上		999	699	695
傷害		186	171	147
自動車		33	28	11
その他		1,828	2,551	2,852
(うち賠償責任保険)		( 1,086)	( 1,539)	( 1,698)
合計		5,516	5,631	5,609
従業員一人当たり 元受正味保険料		75,571千円	76,100千円	79,010千円

(注) 元受正味保険料は、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。

##### 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災		703	962	1,134
海上		596	535	936
傷害		110	273	352
自動車		1,715	1,821	1,915
その他		647	965	758
(うち賠償責任保険)		( 158)	( 123)	( 30)
合計		3,773	4,559	5,097

(注) 受再正味保険料は、受再保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものです。

支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災		2,674	2,665	2,846
海上		918	721	1,466
傷害		100	114	331
自動車		59	32	3,179
その他		1,332	1,925	3,269
(うち賠償責任保険)		( 755)	( 1,018)	( 1,376)
合計		5,086	5,458	11,093

(注) 支払再保険料は、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものです。

正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災		176	127	117
海上		379	397	215
傷害		89	100	107
自動車		915	1,004	14
その他		638	654	446
(うち賠償責任保険)		( 132)	( 144)	( 163)
合計		2,199	2,285	902

(注) 正味支払保険金は、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収保険金を控除したものです。

元受正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災		96	108	67
海上		473	695	285
傷害		131	61	82
自動車		26	24	19
その他		595	619	1,041
(うち賠償責任保険)		( 137)	( 124)	( 206)
合計		1,323	1,509	1,495

受再正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災		342	240	164
海上		248	287	285
傷害		17	76	124
自動車		891	984	1,140
その他		274	170	109
(うち賠償責任保険)		( 30)	( 22)	( 16)
合計		1,774	1,760	1,824

回収再保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災		261	220	113
海上		342	585	355
傷害		60	37	98
自動車		2	4	1,145
その他		231	135	705
(うち賠償責任保険)		( 35)	( 2)	( 58)
合計		899	984	2,418

解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災		61	47	63
海上		61	42	28
傷害		0	1	0
自動車		0	0	0
その他		142	17	10
(うち賠償責任保険)		( 0)	( 3)	( 2)
合計		266	109	102

(注) 解約返戻金は、元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計です。

保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災		392	265	284
海上		27	△168	265
傷害		△107	△42	△80
自動車		△50	△236	132
その他		△750	△574	△211
(うち賠償責任保険)		( 152)	( 118)	( 174)
合計		△488	△756	390

(注) 保険引受利益は、保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係る営業費および一般管理費を引き、その他収支を加算したものです。その他収支は、地震保険損益計算における税率変更による調整額です。

(2)保険契約に関する指標

契約者配当金の額

該当事項はありません。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

年度 種目	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災	36.1	25.6	61.7	27.4	27.0	54.5	63.9	43.3	107.2
海上	57.2	41.2	98.4	79.3	56.7	136.0	139.0	77.4	216.3
傷害	47.4	88.5	135.9	32.0	75.4	107.4	66.3	84.4	150.7
自動車	54.3	45.0	99.3	55.4	44.9	100.2	△1.2	8.7	7.5
その他	58.9	85.8	144.7	44.0	59.7	103.7	149.7	162.6	312.3
(うち賠償責任保険)	( 28.3)	( 35.8)	( 64.1)	( 23.7)	( 44.7)	( 68.4)	( 49.5)	( 7.3)	( 56.8)
合計	53.6	55.2	108.8	49.7	51.5	101.2	△256.5	△206.9	△463.4

(注) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

合算率=正味損害率+正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

年度 種目	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災	2.5	19.8	22.3	2.9	19.0	21.9	554.9	22.5	577.4
海上	34.9	30.0	64.9	84.0	33.8	117.8	90.4	30.2	120.6
傷害	74.0	67.7	141.7	32.9	60.7	93.6	73.6	94.7	168.3
自動車	51.4	46.6	98.0	62.3	46.4	108.7	101.8	67.3	169.1
その他	38.2	55.3	93.5	40.6	44.7	85.3	63.1	56.3	119.4
(うち賠償責任保険)	( 16.0)	( 20.4)	( 36.4)	( 10.9)	( 17.8)	( 28.7)	( 17.2)	( 13.8)	( 31.0)
合計	29.2	37.3	66.5	37.8	36.0	73.8	227.9	43.9	271.8

(注) 地震保険に係る金額を除いて記載しています。

発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

合算率=発生損害率+事業費率

出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額

出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国内契約	69.6%	64.7%	60.7%
海外契約	30.4%	35.3%	39.3%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
出再先保険会社の数(注)	5社	5社	5社
出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)	79.2%	68.0%	74.7%

(注) 特約再保険を10百万円以上出再している再保険者（プールを含む）を対象としています。

出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A 以上	100.0%	100.0%	100.0%
BBB 以上	—	—	—
その他	—	—	—
合計	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 特約再保険を10百万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）社の格付を使用しています。

未収再保険金

(単位：百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 年度開始時の未収再保険金	107	165	168
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	899	984	2,418
3 当該年度回収等	841	980	1,895
4 1+2-3=年度末の未収再保険金	165	168	691

(注) 地震保険に係る金額を除いています。

(3)経理に関する指標

支払備金

(単位：百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災		196	105	95
海上		166	226	104
傷害		34	49	51
自動車		471	554	13
その他		362	472	282
(うち賠償責任保険)		( 83)	( 101)	( 78)
合計		1,232	1,408	547

責任準備金

(単位：百万円)

種目	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災		874	920	748
海上		527	450	255
傷害		108	112	129
自動車		778	927	192
その他		1,589	1,983	1,363
(うち賠償責任保険)		( 505)	( 702)	( 803)
合計		3,878	4,394	2,690

責任準備金積立水準

該当事項はありません。

## 引当金

平成21年度

(単位：百万円)

区分	年度	平成20年度 期末残高	平成21年度 増加額	平成21年度 減少額	平成21年度 期末残高
一般貸倒引当金		—	—	—	—
個別貸倒引当金		0	—	—	0
特定海外債権引当金		—	—	—	—
退職給付引当金		44	19	8	55
役員退職慰労引当金		2	0	2	1
賞与引当金		9	44	43	10
価格変動準備金		0	1	—	1
合計		57	65	54	68

平成22年度

(単位：百万円)

区分	年度	平成21年度 期末残高	平成22年度 増加額	平成22年度 減少額	平成22年度 期末残高
一般貸倒引当金		—	—	—	—
個別貸倒引当金		0	2	0	2
特定海外債権引当金		—	—	—	—
退職給付引当金		55	18	9	64
役員退職慰労引当金		1	1	1	1
賞与引当金		10	10	10	10
価格変動準備金		1	—	—	0
合計		68	33	21	79

## 貸付金償却

該当事項はありません。

資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

平成21年度

（単位：百万円）

区分		年度	平成20年度 期末残高	平成21年度 増加額	平成21年度 減少額	平成21年度 期末残高
資本金			4,367	370	—	4,737
うち既 発行株式	普通株式		(104,680株) 4,367	(14,800株) 370	— —	(119,480株) 4,737
資本剰余金	資本準備金		867	370	—	1,237
	計		867	370	—	1,237
利益剰余金	(任意積立金) 価格変動準備金		55	—	—	55
	繰越利益剰余金		△ 4,665	—	697	△ 5,363
	計		△ 4,609	—	697	△ 5,307

（注）平成21年度末における自己株式数はゼロ株です。  
平成21年度における資本金、資本準備金の増加額は、増資によるものです。

平成22年度

（単位：百万円）

区分		年度	平成21年度 期末残高	平成22年度 増加額	平成22年度 減少額	平成22年度 期末残高
資本金			4,737	500	—	5,237
うち既 発行株式	普通株式		(119,480株) 4,737	(20,000株) 500	— —	(139,480株) 5,237
資本剰余金	資本準備金		1,237	500	—	1,737
	計		1,237	500	—	1,737
利益剰余金	(任意積立金) 価格変動準備金		55	—	—	55
	繰越利益剰余金		△ 5,363	497	—	△ 4,865
	計		△ 5,307	—	—	△ 4,810

（注）平成22年度末における自己株式数はゼロ株です。  
平成22年度における資本金、資本準備金の増加額は、増資によるものです。

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

平成21年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1%</li> <li>・ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</li> <li>・ 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</li> <li>・ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>
経常利益の減少額	44百万円 (注)増加する異常危険準備金取崩額 0百万円

平成22年度

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1%</li> <li>・ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</li> <li>・ 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</li> <li>・ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>
経常利益の減少額	10百万円 (注)増加する異常危険準備金取崩額 0百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

事業費（含む損害調査費）

(単位:百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費		781	804	819
物件費		715	622	850
税金		33	37	10
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金		0	0	—
保険契約者保護機構に 対する負担金		4	4	5
諸手数料及び集金費		842	1,035	△ 797
合計		2,375	2,503	888

(4)資産運用に関する指標

資産運用方針

当社は、保険契約者の皆様からお預かりした保険料を将来の保険金支払に備えるために、資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、保険業法・保険業法施行規則等の法令に則り、収益性の向上を図るよう努めています。

資産運用の概況

(単位:百万円、%)

区分	年度	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金		2,109	33.0	2,398	33.2	3,170	43.5
コールローン		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		2,478	38.8	2,850	39.5	1,936	26.6
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		76	1.2	63	0.9	52	0.7
運用資産計		4,664	73.0	5,312	73.6	5,158	70.8
総資産		6,387	100.0	7,220	100.0	7,283	100.0

利息及び配当金収入の額と運用資産利回り

(単位:百万円、%)

区分	年度	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金		8	0.40	2	0.10	0	0.03
コールローン		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		34	1.24	39	1.33	37	1.29
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		—	—	—	—	—	—
小計		42	0.86	41	0.81	38	0.68
その他		18		13		△ 15	
合計		61		54		22	

(注) 利回りは、収入金額÷月平均運用額により算出しています。

## 海外投融資残高および構成比・海外投融資利回り

(単位:百万円、%)

区分		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	外貨建資産計	—	—	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	864	100.0	919	100.0	618	100.0
	その他	—	—	—	—	—	—
	円貨建資産計	864	100.0	919	100.0	618	100.0
合計		864	100.0	919	100.0	618	100.0
海外投融資利回り 運用資産利回り		1.25%		2.03%		2.42%	

(注)「海外投融資利回り」における「運用資産利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(償却原価ベース)で除した比率です。

## 商品有価証券の平均残高および売買高

該当事項はありません。

## 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位:百万円、%)

区分		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債		—	—	499	17.5	—	—
地方債		—	—	—	—	—	—
社債		1,614	65.1	1,431	50.2	1,317	68.1
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		864	34.9	919	32.3	618	31.9
その他の証券		—	—	—	—	—	—
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—
合計		2,478	100.0	2,850	100.0	1,936	100.0

## 保有有価証券利回り

(単位:%)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国債	—	0.07	0.10
地方債	—	—	—
社債	1.17	1.28	1.31
株式	2.67	—	—
外国証券	1.25	2.03	2.42
その他の証券	1.80	—	—
貸付有価証券	—	—	—
合計	1.24	1.33	1.29

有価証券残存期間別残高

平成21年度

(単位：百万円)

区分	年度	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債		499	—	—	—	—	499
地方債		—	—	—	—	—	—
社債		—	1,431	—	—	—	1,431
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		299	620	—	—	—	919
その他の証券		—	—	—	—	—	—
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—
合計		799	2,051	—	—	—	2,850

平成22年度

(単位：百万円)

区分	年度	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債		—	—	—	—	—	—
地方債		—	—	—	—	—	—
社債		402	915	—	—	—	1,317
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		402	216	—	—	—	618
その他の証券		—	—	—	—	—	—
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—
合計		804	1,131	—	—	—	1,936

業種別保有株式の額

(単位：百万円、%)

区分	年度	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
金融保険業		—	—	—	—	—	—
商業		—	—	—	—	—	—
輸送用機器業		—	—	—	—	—	—
その他製造業		—	—	—	—	—	—
電気機器業		—	—	—	—	—	—
鉄鋼業		—	—	—	—	—	—
サービス業		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

貸付金の残存期間別の残高

該当事項はありません。

担保別貸付金残高

該当事項はありません。

用途別の貸付金残高および構成比

該当事項はありません。

業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

有形固定資産明細表

(単位:百万円)

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
土地		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
建物		76	63	52
営業用		76	63	52
賃貸用		—	—	—
土地・建物合計		76	63	52
営業用		76	63	52
賃貸用		—	—	—
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
土地・建物・建設仮勘定合計		76	63	52
営業用		76	63	52
賃貸用		—	—	—
その他の有形固定資産		79	48	47
有形固定資産合計		155	111	99

(5)特別勘定に関する指標

特別勘定資産残高

該当事項はありません。

特別勘定資産

該当事項はありません。

特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

#### 4. 責任準備金の残高の内訳

(単位：百万円)

内訳 種目	平成20年度			
	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	合計
火災	372	501	—	874
海上	237	289	—	527
傷害	30	78	—	108
自動車	630	148	—	778
その他	1,075	514	—	1,589
(うち賠償責任保険)	( 377)	( 127)	( —)	( 505)
合計	2,346	1,532	—	3,878

(単位：百万円)

内訳 種目	平成21年度			
	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	合計
火災	395	524	—	920
海上	137	313	—	450
傷害	23	88	—	112
自動車	721	206	—	927
その他	1,404	579	—	1,983
(うち賠償責任保険)	( 546)	( 156)	( —)	( 702)
合計	2,682	1,711	—	4,394

(単位：百万円)

内訳 種目	平成22年度			
	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	合計
火災	226	522	—	748
海上	58	197	—	255
傷害	60	68	—	129
自動車	0	191	—	192
その他	891	472	—	1,363
(うち賠償責任保険)	( 633)	( 170)	( —)	( 803)
合計	1,237	1,452	—	2,690

(注) 地震保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

#### 契約者配当準備金

該当事項はありません。

## 5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

区分	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	期首支払備金		264	554	567	700
前期以前発生事故に係る 当期支払保険金		631	455	507	420	819
当期以前発生事故に係る 当期末支払備金		70	126	94	180	116
当期把握見積り差額		△ 437	△ 28	△ 34	99	△ 28

- (注) 1.国内元受契約に係る出再控除前の金額です。  
 2.地震保険に係る金額を除いて記載しています。  
 3.当期把握見積り差額  
 =期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)  
 4.当社は統計的な支払備金の推測を平成18年度末より採用しています。平成18年度期首支払備金は、統計的な推測による支払備金ではありません。

## 6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

### ●傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
十 支 払 備 金	累計保険金	70			5			179			70			68		
	事故発生年度末															
	1年後	36	0.52	△33	8	1.72	3	167	0.93	△11	78	1.11	7			
	2年後	41	1.12	4	11	1.30	2	170	1.01	3						
	3年後	41	0.99	0	11	0.97	0									
	4年後	41	0.99	0												
最終損害見積り額		41			11			170			78			68		
累計保険金		41			11			170			71			20		
支払備金		0			0			0			6			48		

### ●自動車

(単位：百万円)

事故発生年度		平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
十 支 払 備 金	累計保険金	66			30			18			23			15		
	事故発生年度末															
	1年後	38	0.56	△28	28	0.94	△1	16	0.88	△2	25	1.11	2			
	2年後	36	0.94	△1	29	1.02	0	14	0.89	△1						
	3年後	37	1.03	1	29	0.99	0									
	4年後	40	1.06	2												
最終損害見積り額		40			29			14			25			15		
累計保険金		34			28			14			24			9		
支払備金		5			0			0			1			5		

### ●賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度		平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
十 支 払 備 金	累計保険金	89			116			219			144			280		
	事故発生年度末															
	1年後	77	0.86	△11	113	0.97	△2	202	0.92	△16	159	1.1	14			
	2年後	56	0.72	△20	105	0.92	△8	135	0.67	△66						
	3年後	55	0.98	0	104	0.99	0									
	4年後	54	0.98	0												
最終損害見積り額		54			104			135			159			280		
累計保険金		51			103			135			127			131		
支払備金		2			0			0			31			149		

- (注) 1.国内元受契約に係る出再控除前の金額です。  
 2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。  
 3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

## IV. 保険会社の運営

### 1. リスク管理の体制

金融の自由化・国際化が進展するとともに、付随するリスクが多様化しています。これらのリスクは経営に大きな影響を与えるためリスクを把握し、適切にコントロールすることが極めて重要な経営課題となってきています。損害保険会社にとって、このようなリスクには、「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」等があります。これらを正確に把握・管理し、「健全性の確保」「収益性の向上」とのバランスを図るため、当社では現在、リスク管理体制の拡充に取り組んでいます。

#### 主なリスクの種類

保険引受リスク	保険の引受により生じる保険金支払リスク(巨大災害を含む)
資産運用リスク	為替、株式、債券相場での市場価格の変動により資産価値が減少するリスク
流動性リスク	必要なときに、適正な価格で、希望する量の取引が困難になる市場流動性リスクや資金繰りリスク
事務リスク	事務上のミスにより損害を被るリスク
システムリスク	システムの誤操作、不正使用等により損害を被るリスク

アリアンツ・グループのリスク管理部門では、グループ共通の保険分野におけるリスク管理「ミニマム・スタンダード」(Allianz Group Risk Management and Controlling Minimum Standard)を策定しています。もちろん、保険会社としてのビジネスリスクを果敢にとりますが、他方で株主や契約者の皆様、その他の利害関係を持つ多くの方々をお守りするための様々な方策や限度額を策定し、正しくリスク管理を行うことを旨としています。このミニマム・スタンダードはグループとしてのベストプラクティスや他社、監督官庁の基準や法律等を考慮して策定されたものです。このミニマム・スタンダードを受けて、日本においてもリスク管理基本方針を策定し、具体的にリスクの所在とその指標を明示して、早期に対応策がとれるようにしています。また、個々のリスクを横断的に管理するため「リスク委員会」(Risk Committee)を設置し、リスクの状況についての的確に把握し、リスク管理に係る重要な方針を審議・決定しています。

保険引受リスクについては、当社は一定の引受基準に基づき引受を行い、保有基準の厳格な適用と出再保険などの危険分散を行ってリスクを管理しています。資産運用リスク・流動性リスクについては、財務の健全性を確保するための組織的対応を行っています。特に、資産運用に関しては、その適切性と安全性を確保するため、グループ・チーフ・インベストメント・オフィサーの助言と共に、資産運用委員会による定期的な投資活動のレビューを行っています。事務リスクについては、事務処理ワークフロー・マニュアルの確立、事務ミス・不正の未然防止と効率的な事務処理体制の確立に努めています。

システムリスクに関しては、特にアリアンツでは、現在、グループ全体で次の2つのプログラムに取り組んでいます。「グループ情報セキュリティ・プログラム」では、グループ共通の情報セキュリティ・ポリシー及び各種情報セキュリティ・スタンダードに基づいて、情報セキュリティの改善・強化を図り、情報資産の適切な管理の実施に取り組んでいます。また、「グループ・ビジネス継続プログラム」においては、大地震等の自然災害やその他の緊急事態に際しても、当社の主要な業務とお客様へのサービスを迅速かつ確実に再開できるよう、必要な準備を行っています。

## 2. コンプライアンス(法令等遵守)体制

当社は、企業とは公共の利益に継続的貢献を行う役割を持つ社会的存在であると考えています。とりわけ損害保険事業は、その性質上高い公共性を有しているため、社会からの信頼を得るべく自己責任原則に基づき業務の健全性と適切性の確保に一層励まなければならないと考えています。そのため、当社は、法令等を遵守することおよび社会規範に則した行動をすることが不可欠なものであると認識し、コンプライアンスを経営の最重要事項の一つと位置づけ、コンプライアンス推進のための不断の取組みを行っています。

### (1)コンプライアンス体制の確立

当社は、コンプライアンスに関する経営陣の役割を明確化し、会社運営上の重要事項に関して常にコンプライアンスを意識した意思決定をする体制を構築するとともに、部門ごとのコンプライアンス責任者の設置等、各組織における実効性のあるコンプライアンス体制の構築を図っています。

### (2)コンプライアンス委員会の設置

当社は、コンプライアンス体制の確立の一環としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項を検討・審議しています。コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス委員会運営規程」に基づいて運営されています。

### (3)コンプライアンス関連規程およびコード・オブ・コンダクト(行動規範)

当社は、コンプライアンスの基本的事項に関する具体的な事項を記載した「コンプライアンス基本方針」を策定し、コンプライアンスの重要性を役職員に周知しています。また、役職員がコンプライアンスを実践するための具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。また、当社は、アリアンツ・グループの一員として、グループの定める最低基準としての行動規範である「コード・オブ・コンダクト(行動規範)」を役職員に周知、運用しています。

#### (4)コンプライアンス・プログラムの策定・運用

当社は、コンプライアンスに関する年度行動計画としてコンプライアンス・プログラムを策定・運用しています。

#### (5)研修の実施

当社は、コンプライアンス教育を定期的・継続的に実施することの重要性を認識し、役職員に対する研修を行っています。また、当社が委託している代理店に対してコンプライアンス教育・情報提供等を行うため、定期的な研修を行っています。

#### (6)内部牽制態勢の確立

当社は、コンプライアンス違反行為の発生を予防するため、各種規程類および承認ルールを定め、内部牽制態勢の確立を図っています。

#### (7)個人情報保護

当社は、お客様からお預かりする個人情報の管理は重要であると考えており、個人情報保護にかかるセキュリティの高い管理態勢を確立しています。また、個人情報を適切に管理するための社内規程として「個人情報管理基本規程」、「個人情報管理実施細則」等を策定し、個人情報管理の重要性を社内周知するための取組みを行っています。

#### (8)お客様からのご意見・ご要望(「お客様の声」)の活用

当社は、お客様からいただくご意見・ご要望・ご不満等の「お客様の声」を当社にとって貴重なものと捉え、より一層の業務改善を行うために有効に活用させていただくために、「お客様の声」に対する当社の行動指針として「お客様の声対応方針」を定めています。また、「お客様の声」管理の重要性について社内に周知するために、社員研修を行っています。

#### (9)内部通報制度

当社は、アリアンツ・グループの定める内部通報制度に加え、当社自身の内部通報制度を導入しています。この制度により、従業員に対し通報を理由とする不利益な取扱の排除を保障する一方で、電話・メール・書面での相談を常時受け付ける体制を整備することにより、コンプライアンス違反またはその恐れのある事項の早期把握に努め、違反事案の発生予防・拡大防止に取り組んでいます。

#### (10)反社会的勢力への対応

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然とした姿勢で臨み、当社との一切の関係を遮断し健全な経営を実現するため、「反社会的勢力対応基本方針」を定めています。

## 「お客様の声」対応方針

### 《基本理念》

当社は、「お客様の声」として頂戴した御意見や御不満等を貴重なものであると考え、真摯に受けとめさせていただきます。また、お客様から真に信頼される企業となるため、「お客様の声」を当社業務の更なる向上に積極的に役立てたいと考えております。「お客様の声」の中でも、「苦情」とはお客様から不満足の説明があったもの全てをいうと考え、特に迅速な対応と解決を図ってまいります。なお、お客様には、御契約者や被保険者の方々、事故関係者(被害者の方等)および当社代理店を含むものと考えております。

### 《行動指針》

1. 「お客様の声」に対しては、解決に向かって迅速かつ誠実に取組みます。
2. 「お客様の声」を商品やサービスの改善に積極的に活かします。
3. 「お客様の声」をお電話やE-mail等により積極的に受け取らせていただくための相談窓口を設置いたします。
4. 「お客様の声」の中でも「苦情」に関しては、特に解決を急がなくてはならないものと考え、忠実かつ積極的な態度で対応に臨みます。
5. 「苦情」に関しては、対応までに要する時間に関して、お客様と十分に連絡をとらせていただきます。また、対応に多くの時間がかかるものに関しては、適宜進捗の状況を御連絡させていただきます。
6. 「苦情」に関しては、迅速な解決を図ることの他に、苦情となる事項が発生した原因の調査や分析を行い再発防止に努めることが重要と考えて行動いたします。
7. 「お客様の声」に関し、不祥事件に該当するもの、または該当する可能性のあるものに関しては主務官庁に逐次報告する等、適正な対応に努めます。
8. 「お客様の声」対応時に取得したお客様の個人情報、当社の「個人情報保護宣言」に従い、適切に取扱います。
9. 上記の取組みに関しては、当社に直接御連絡いただいたものだけでなく、当社代理店を通じていただいた内容についても同様に取扱わせていただきます。
10. 当社は上記の取組みを通じて、お客様の満足度を向上させるべく、誠意を持って行動いたします。

—以上—

### 「反社会的勢力対応基本方針」

1. 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断することが、保険会社としての社会的責任を果たす上で重要なことであると認識しており、反社会的勢力からの不当・不正な要求を断固拒絶する態勢を構築します。
2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて、平素より警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築するよう努めます。
3. 反社会的勢力による不当要求等を受けた場合には、担当者や担当部署の安全を確保するとともに、全社を挙げて組織的な支援を行います。
4. 反社会的勢力に対する資金提供や裏取引は絶対に行いません。万が一、反社会的勢力より、不当要求等を強制された場合は、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

—以上—

## 利益相反管理方針(概要)

今般、金融機関の提供するサービスの多様化や世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、お客様との利益相反が発生するおそれが高まっています。

このため、当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、以下のとおり法令に基づき利益相反に関わる体制を整備し、その管理を適切に行ないます。

### 1. 利益相反のおそれのある対象取引について

利益相反は、①当社または当社の親金融機関等もしくは子金融機関等(以下あわせて「グループ会社」といいます)とお客様との間、または、②お客様と当社またはグループ会社の他のお客様との間で生じる可能性があります。

当社では、このうち、当社が行う保険関連業務にかかるお客様の利益を不当に害するおそれのある取引(以下「対象取引」といいます)を管理の対象とします。

### 2. 対象取引の特定方法と管理方法について

当社は、お客様との取引により取得した情報から、利益相反対象取引に該当するおそれがあると当社が判断した場合は、対象取引の特定に必要な情報を一元的に管理したうえで、お客様との取引業務を遂行する部門から独立した立場であるコンプライアンス部門担当取締役(利益相反管理統括者)が適切に対象取引の特定を行います。

そして、次に掲げる方法その他により、お客様の保護を適正に確保します。

- ① 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- ② 対象取引および当該お客様との取引の一方または双方の条件または方法の変更
- ③ 対象取引または当該お客様との取引の一方の中止
- ④ お客様への利益相反の開示とお客様の同意

### 3. 管理体制・法令等遵守について

当社は、お客様の利益を適正に保護するため、管理方針および関連社内規程を定め、管理部門の設置および管理統括者の任命等の体制を確保します。また、保険業法その他関係法令等を遵守し、お客様の非公開情報の適正な管理を行います。

—以上—

### 3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

該当事項はありません。

### 4. コーポレート・ガバナンス体制

当社は、損害保険業が高い公共性を持つことを認識し、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、経営の透明性の確保、コンプライアンスを含む内部管理体制の確立・向上を目指し、日常業務に取り組んでいます。

当社の取締役会は、取締役6名で構成され、経営戦略・事業計画の策定、組織変更及び主要人事等に関する意思決定ならびに保険募集態勢の整備、保険金支払の適正性確保等の業務執行に関する監督を行うとともに、経営上の重要課題について取締役間で議論を尽くし取締役相互の監視・監督を行っています。また、業務執行に係る具体的な重要事項を協議するための機関として、各本部長等で構成されるマネジメント会議を設置しています。

当社の監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されています。監査役は、取締役会を始めとしてマネジメント会議、コンプライアンス委員会、クレーム委員会等の会社の業務執行上重要な会議に出席することにより、内部牽制の確保に重要な役割を担っています。また、監査実施に際しては、監査の実効性を高めるため、会計監査人との定期的な意見交換および内部監査部門・コンプライアンス部門との連携を適宜図っています。

内部監査部門は、各業務部門からの独立性を確保され、アライアンス・グループ・オーディット・ポリシーに基づき各部門の内部牽制体制の適正性に関する確認を行っています。

また、リスク管理、コンプライアンス等の重要な課題に関しては各委員会を設置し、全社的な課題の解決を推進するとともに、個別課題に関する管理を行っています。さらに基本方針の策定や重要な課題の管理に関しては、取締役会への付議・報告を行っています。

### 5. 内部統制システムの構築

当社では、2006年5月1日から施行された会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制として、以下のとおり、当社の「内部統制システムの構築の基本方針」を策定しました。

#### 「内部統制システムの構築の基本方針」

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

「アライアンス・グループ・ポリシー（Allianz Group Policy）」を頂点とし「コード・オブ・コンダクト（Code of Conduct）」、「コンプライアンス・マニュアル（Compliance Manual）」、「コンプライアンス・アンチ・マネー・ロンダリング・ポリシー（Compliance and Anti Money Laundering Policy）」、「グループ・オーディット・ポリシー（Group Audit Policy）」を含む各種規定およびその下位規範を、取締役が法令及び定款に適合した職務執行を行うための行動規

範とする。また、取締役が職務執行をするに際して、必要に応じて専門的知識を有する者(外部の専門家を含む。)の意見を徴することのできる体制を整備する。

取締役の職務執行は、取締役会における業務執行状況報告等を通じた取締役相互の監視・監督に加え、内部監査人及び監査役会による監視・監督にも服するものとし、その監視・監督体制をより一層強化することとする。また、かかる職務執行の監視・監督の際には、必要に応じて外部の専門家を積極的に活用しその実効性を高めるものとする。

さらに、今後、内部者通報規定等の整備を通じて、取締役の職務執行のコンプライアンスの状況の監視・監督体制をより充実させ、取締役の職務執行の監視・監督の結果を常にフィード・バックし、上記の行動規範の見直しを定期的実施し、コンプライアンスのさらなる向上に努めるものとする。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存ガイドライン」及び「文書取扱規則」等の諸規定に基づき、文書及びその他の記録媒体により記録し、これを保存・管理する。各取締役、内部監査人、監査役は、必要に応じて、これらの情報を閲覧できるものとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

「グループ・リスク・ポリシー(Group Risk Policy)」及び「リスク・コントロール・ポリシー(Risk Control Policy)」に基づくリスク・コミティー(Risk Committee)において、当会社に潜在的に存在するリスクの特定・分析・評価を通じて、損失の危険回避のためのリスクマネジメントを行い、企業危機の未然防止のための適切な対応を策定し、これを各担当部署に履行させると共に、リスクマネジメントの状況をモニタリングし、定期的に取り締役に報告させるものとする。また、実際にリスクが発現した場合に備え、「ディザスター・リカバリー & ビジネス・コンティニューイティ・プラン」を始めとする必要な対応方針を整備すると共に、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために迅速かつ適切な対応を行うものとする。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

IT技術を活用した電話会議などで取締役会を機動的に開催し、業務執行の意思決定を円滑に進めるものとする。また、取締役による効率的な業務運営を確保するために、組織、職制、事務分掌、職務権限に関する諸規定を整備し、これらに基づき個別の業務を執行していくものとする。

## 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)

「コード・オブ・コンダクト(Code of Conduct)」及び「コンプライアンス・マニュアル(Compliance Manual)」等の各種規定およびその下位規範を、使用人が法令及び定款に適合した職務執行を行うための行動規範とし、社内研修を通じてかかる行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンスのための企業倫理の確立に努める。また、使用人が職務執行をするに際して、必要に応じて専門的知識を有する者(外部の専門家を含む。)の意見を徴することのできる体制を整備する。

使用人の職務執行は、内部監査人、取締役会及び監査役会による監視・監督に服するものとする。かかる職務執行の監視・監督の際には、必要に応じて外部の専門家を積極的に活用しその実効性を高めるものとする。さらに、今後、使用人自らがコンプライアンス上の問題を直接報告することのできる内部者通報規定等の整備を通じ、使用人の職務執行に関するコンプライアンスを徹底するものとする。

## 6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

**(会社法施行規則第100条第1項第5号)**

親会社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けるとともに、親会社のコンプライアンス担当取締役、グループ管理担当取締役と定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題および効率性の観点からの課題を把握し、企業集団における業務の適性を確保する。

**7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)**

監査役は、その職務執行に必要な場合には、その職務を補助すべき使用人を置くことを取締役に対し求めることができる。かかる場合、取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人を任命することとする。

**8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)**

監査役補助使用人の評価は監査役が行い、その指名、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得るものとする。なお、監査役補助使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

**9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第3号)**

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社の業務または業績に影響を及ぼす重要な事項について、監査役に対して速やかに報告する。取締役会のほか重要な会議への監査役の出席を求める等、その監査役に対する報告の具体的な方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。また、今後整備する内部者通報規定の報告受領者に監査役を含め、上記の監査役への報告体制を充実させるものとする。

**10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)**

監査役は、監査役会において監査基準、監査計画等を策定し、効率的な監査を実行できるように努めるものとする。なお、前号に規定する取締役と監査役会との協議により、取締役会のほか重要な会議への監査役の出席機会を確保し、監査役の監査の実効性を高めるものとする。

また、監査役は、必要に応じて取締役、内部監査人及び会計監査人と意見交換を行うことにより、効果的な監査業務の遂行を図る。

## 6. 利用者の満足度の向上

私たちはお客様の真の声に耳を傾けるため、顧客満足度を測るための指標として“NPS”(推奨者の正味比率)を導入しています。まずはコールセンターに寄せられるお客様の電話の一部を調査の機会として利用させていただき、「当社を友人や身の周りの人に推奨しますか?」という質問をさせていただきます。その結果得られた評点、また評点を頂いた理由等の情報を元に、お客様の満足や不満、フラストレーションの原因がどこにあるのかを把握し、担当部署が素早く適切な対応を行えるように態勢を整えています。また、あらかじめ同意を得たお客様には追跡調査にもご協力いただき、さらなる根本原因の分析につなげるよう努めています。

## 7. 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

### (1) 個人情報保護方針について

アリアンツ火災海上保険株式会社は、個人の尊厳を重んじ、個人情報保護に関する法令および社会秩序を遵守の上、次のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言します。

1. 当社は、個人情報の収集にあたり、収集目的を明らかにし、本人の明確な同意のうえで、適法かつ公正な手段によって収集します。また、個人情報の利用および提供は、本人が同意を与えた収集目的の範囲内で行います。
2. 当社は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対し、開示、訂正、削除等を求められたときは、合理的な期間、妥当な範囲内でこれに応じます。
3. 当社は、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、当社の個人情報保護方針を遵守できる委託先を選定し、その取り扱いについて管理・監督致します。
4. 当社は、当社が取り扱う個人情報を安全かつ正確に管理し、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩の予防ならびに是正に努めます。
5. 当社は、個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、個人情報の取り扱いについて十分な注意を払います。
6. 当社は、適切な個人情報の保護を維持するために、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの継続的改善を行います。
7. 当社は、上記およびその他の個人情報に関するお問い合わせ窓口を設置致します。

### (2) お客様個人情報の取扱いについて

アリアンツ火災海上保険株式会社は、お客様からお預かりした個人情報を適切に保護することが弊社の重要な

社会的責任であると認識し、個人情報保護に関する法令その他の規範を遵守の上、以下のように会社として取り組んでいます。また、当社は適切な個人情報保護を維持するために、こうした取組の継続的改善を行います。

#### 情報の収集・利用目的について

お客様とのお取引を安全確実に進め、より良い商品・各種サービスを提供させていただくため、必要な範囲でお客様に関する情報を収集させていただいています。これらの情報は、次の目的のために利用させていただきます。

##### ◆保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的

- ① 申込に係る保険契約の引受の審査
- ② 保険契約の履行及び付帯サービスの提供
- ③ 当社が取り扱う当該契約以外の商品・サービス等の案内・提供

##### ◆保険金請求時に取得する個人情報の利用目的

- ① 請求に係る保険事故の調査(関係先への照会等を含む)
- ② 請求に係る保険金のお支払い

##### ◆その他、保険契約に関連・付随する業務

#### 収集する情報の種類について

お客様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、電子メールアドレス、その他利用目的のために必要な情報を収集いたします。

#### 情報の収集方法について

主に、保険申込時の契約申込書や保険金請求書等により収集します。また、商品の資料請求やアンケート実施の際に、電話、ハガキ、インターネット等で収集する場合があります。

#### 情報の利用について

お客様の個人情報を、利用目的の達成に必要な範囲内で利用させていただきます。利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用する場合には、事前にお客様の同意をいただきます。ただし、法令により認められる場合には、この限りではありません。

#### 情報の提供について

当社は、次のように法令により認められる場合を除いて、お客様の個人情報を外部に提供することはありません。

- ◆お客様が同意されている場合
- ◆利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- ◆お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

- ◆再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、および再保険金の請求等に必要な場合
- ◆保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ◆法令により必要と判断される場合

#### 契約等情報交換制度について

当社は、保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会への登録や損害保険会社等の間で交換を実施することがあります。契約等情報交換制度の詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

#### 情報の管理について

お客様の情報を正確で最新なものに維持するよう努めています。また、個人情報管理責任者を定め、個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏えい等を防止するため、個人情報へのアクセス管理、個人情報の持ち出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止等の情報セキュリティ対策を講じています。

#### お客様からの情報の開示、訂正のご請求等について

お客様からご自身に関する情報の開示のご依頼があった場合、あるいはご提供いただいたお客様の個人情報の訂正のご依頼があった場合は、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、当社業務の適正な実施に支障を来す等特別な理由のない限り、ご依頼に対応させていただきます。具体的な手続きについては、「個人情報(個人データ)の開示等の請求の手続きについて」をご参照ください。また、個人情報の取扱い、安全管理に関するお客様からのご質問、苦情についても、適切に対応いたします。下記お問い合わせ窓口までお申し出ください。

#### 【お問い合わせ窓口】

アリアンツ火災海上保険株式会社 個人情報 お客様窓口

電話番号：03-4588-7510

受付時間：9:00～17:00（土日、祝祭日および年末年始を除きます。）

電子メール：privacy@allianz.co.jp

なお当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 外国損害保険協会の対象事業者です。同協会においても、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

#### 【お問合せ先】

一般社団法人 外国損害保険協会 事務局

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7F

電話：03-5425-7854

受付時間：9:00～17:00

(但し12:00～13:00、また土日、祝祭日および年末年始を除きます。)

ホームページ：http://www.fnlia.gr.jp

## 8. 指定紛争解決機関について

当社は、一般社団法人保険オンブズマンとの間で手続実施基本契約を締結しております。一般社団法人保険オンブズマンは、保険の事業者に関する苦情や、お客様と保険の事業者の間のトラブルを、公正・中立・簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

## V. 直近の2事業年度における財産の状況

## 1. 計算書類

## (1)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	平成21年度末 平成22年3月31日現在	平成22年度末 平成23年3月31日現在	科目	年度	平成21年度末 平成22年3月31日現在	平成22年度末 平成23年3月31日現在
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預貯金		2,400	3,172	保険契約準備金		5,803	3,237
現金		2	2	支払備金		1,408	547
預貯金		2,398	3,170	責任準備金		4,394	2,690
有価証券		2,850	1,936	その他負債		639	1,777
国債		499	—	共同保険借		9	14
社債		1,431	1,317	再保険借		48	57
外国証券		919	618	外国再保険借		423	1,489
有形固定資産		111	99	未払法人税等		20	6
建物		63	52	未払金		83	90
その他の有形固定資産		48	47	仮受金		53	119
無形固定資産		316	258	退職給付引当金		55	64
ソフトウェア		316	258	役員退職慰労引当金		1	1
その他資産		1,540	1,818	賞与引当金		10	10
未収保険料		14	12	特別法上の準備金		1	0
代理店貸		111	110	価格変動準備金		1	0
共同保険貸		1	5	繰延税金負債		15	9
再保険貸		43	37	負債の部合計		6,526	5,102
外国再保険貸		1,015	1,240	(純資産の部)			
未収金		35	227	資本金		4,737	5,237
未収収益		25	5	資本剰余金		1,237	1,737
預託金		248	119	資本準備金		1,237	1,737
地震保険預託金		19	21	利益剰余金		△5,307	△4,810
仮払金		23	39	その他利益剰余金		△5,307	△4,810
貸倒引当金		△0	△2	任意積立金		55	55
				(価格変動準備金)		( 55)	( 55)
				繰越利益剰余金		△5,363	△4,865
				株主資本合計		666	2,163
				その他有価証券評価差額金		27	17
				評価・換算差額等合計		27	17
				純資産の部合計		693	2,180
資産の部合計		7,220	7,283	負債及び純資産の部合計		7,220	7,283

(貸借対照表に関する注記)

## 1. 会計方針に関する事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。

(2)①有形固定資産の減価償却は、定率法により償却しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法により償却しております。

②自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

③リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、リース期間に基づく定額法により償却しております。

(3)外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

(4)①貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、ファイナンス部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。

③役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、在任期間中の職務遂行にかかる対価相当額を計上しております。

④賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(5)価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(6)消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. (1)有形固定資産の減価償却累計額は、162百万円であります。  
 (2)関係会社に対する金銭債権総額は1,052百万円、金銭債務総額は1,249百万円であります。  
 (3)当期末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

## ①支払備金

(単位:百万円)

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	19,475
同上にかかる出再支払備金	18,931
差引(イ)	544
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	3
計 (イ) + (口)	547

## ②責任準備金

(単位:百万円)

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	7,025
同上にかかる出再責任準備金	5,810
差引(イ)	1,215
その他の責任準備金(口)	1,474
計 (イ) + (口)	2,690

3. 繰延税金資産の総額は1,094百万円、繰延税金負債の総額は9百万円であります。

また、繰延税金資産から評価性引当金として控除した金額は1,094百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、繰越欠損金484百万円、責任準備金414百万円、支払備金64百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金9百万円であります。

4. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

## (1)金融商品の状況に関する事項

## ① 金融商品に対する取組方針

当社は運用にあたっては、運用利回りの向上を図りつつ、安全性、流動性及び資産・負債のマッチングを含め保有資産のリスク管理に十分な配慮を払い、原則として高格付けの債券を中心とした安全性の高い金融商品で運用し、ヘッジ目的以外のデリバティブ商品及び金融仕組商品への投資は原則として行わない方針であります。

## ② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有している金融商品は、主として有価証券であります。

有価証券の種類は、国内外の公社債を保有しており、これらは発行体の信用リスク、金利、為替等の相場変動による市場関連リスク及び流動性リスクに晒されております。

## ③ 金融商品に係るリスク管理体制

## 1) 全般的なリスク管理体制

当社では、リスク管理基本方針を策定し、具体的にリスクの所在とその指標を明示して、早期に対応がとれるようにしております。また、個々のリスクを横断的に管理するため「リスク管理委員会」を設置し、リスクの状況についての的確に把握し、リスク管理に係る重要な方針を審議・決定しております。

## 2) 市場関連リスクの管理

市場関連リスクに関しては、金利、株価等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握する

とともに、資産配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

3) 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与された外部格付等を活用して、リスクを把握・コントロールしております。また、全体のポートフォリオに対する各資産・企業グループへの配分リミットを設定し、与信集中を抑制しております。

4) 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュフローの状況、個別金融資産の状況等を把握することにより管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか市場価格がない場合には合理的な方法で算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は保有しておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	3,172	3,172	—
②有価証券	1,936	1,936	—
国債	—	—	—
社債	1,317	1,317	—
外国証券	618	618	—
資産計	5,108	5,108	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、当社で保有している有価証券は全て債券であり、株式は保有しておりません。

保有区分ごとの有価証券に関する事項は以下のとおりです。

- 1) 売買目的有価証券は保有しておりません。
- 2) 満期保有目的の債券は保有しておりません。
- 3) その他有価証券の当事業年度中の売却額は98百万円であり、売却損の合計額は1百万円であります。その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が、取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	1,708	1,736	27
	①国債	—	—	—
	②社債	1,199	1,217	18
	③外国証券	509	518	9
貸借対照表計上額が、取得原価又は償却原価を超えないもの	債券	200	199	0
	①国債	—	—	—
	②社債	100	99	0
	③外国証券	100	99	0

4) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(注2) 金銭債券及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
①現金及び預貯金	3,172	—	—	—	—
②有価証券	804	707	409	14	—
国債	—	—	—	—	—
社債	402	505	409	—	—
外国証券	402	201	—	14	—
合計	3,976	707	409	14	—

5. 1株当たり当期純資産は、15,636円57銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はなく、普通株式の期末株式数は139千株であります。

6. 関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

#### 7. 重要な後発事象

当社は、平成22年12月1日付けでアクサ損害保険株式会社との間でペット保険事業譲渡およびペット保険契約包括移転の基本合意書を締結し、平成23年4月1日付けで事業譲渡を行いました。これを受けて、平成23年4月14日開催の臨時株主総会において、保険業法に基づき、金融庁による認可を得ることを前提として、ペット保険契約の全部をアクサ損害保険株式会社へ包括移転することを決議いたしました。

(1)包括移転の内容

- ① ペット保険契約
- ② ペット保険資産
- ③ 上記①及び②に基づく全ての権利、権原及び債権

(2)譲渡価額 475百万円

(3)包括移転予定日 平成23年6月1日

8. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2)損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成21年度	平成22年度
		自平成21年4月1日至平成22年3月31日	自平成22年4月1日至平成23年3月31日
経常収益		4,801	2,305
保険引受収益		4,732	2,179
正味収入保険料		4,732	△386
積立保険料等運用益		0	0
支払備金戻入額		—	861
責任準備金戻入額		—	1,704
資産運用収益		54	21
利息及び配当金収入		54	22
積立保険料等運用益振替		△0	△0
その他経常収益		14	104
経常費用		5,491	1,801
保険引受費用		4,089	193
正味支払保険金		2,285	902
損害調査費		66	87
諸手数料及び集金費		1,035	△797
支払準備金繰入額		176	—
責任準備金繰入額		515	—
為替差損		10	0
資産運用費用		—	7
有価証券売却損		—	1
有価証券評価損		—	5
営業費及び一般管理費		1,402	1,598
その他経常費用		0	2
貸倒引当金繰入額		—	2
その他の経常費用		0	0
経常利益 / 経常損失(△)		△689	504
特別利益		—	0
価格変動準備金戻入額		—	0
特別損失		1	1
固定資産処分損		1	1
特別法上の準備金繰入額		0	—
価格変動準備金		0	—
税引前当期純利益 / 当期純損失(△)		△691	503
法人税及び住民税		6	6
法人税等合計		6	6
当期純利益 / 当期純損失(△)		△697	497

(注)

1. (1)関係会社との取引による収益総額は7,914百万円、費用総額は11,620百万円であります。

(2)正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

収入保険料	10,707
支払再保険料	11,093
差引	△386

(3)正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払保険金	3,320
回収再保険金	2,418
差引	902

(4)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払諸手数料及び集金費	2,359
出再保険手数料	3,156
差引	△797

(5)支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	17,100
同上にかかる出再支払備金繰入額	17,964
差引(イ)	△864
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(口)	3
計 (イ) + (口)	△861

(6)責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	1,635
同上にかかる出再責任準備金繰入額	3,081
差引(イ)	△1,446
その他の責任準備金繰入額(口)	△257
計 (イ) + (口)	△1,704

(7)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	37
その他利息・配当金	△15
計	22

2. 1株当たり当期純損失は、4,159円20銭であります。算定上の基礎である当期純利益は、497百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は119千株であります。

3. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容 及び科目	取引金額 (百万円)	科目	事業年度末 残高(百万円)	
親 会 社 の 親 会 社	アリアンツ エス・イー	被所有 間接 100%	なし	再 保 険 取 引	受再保険料	2,682	未収受再保 険料など	925
					受再保険金	△1,188		
					受再手数料	△985		
					未払再保 険料など	出再保険料	△512	31
						出再保険金	542	
						出再手数料	129	
親 会 社	アリアンツ・グ ローバル・コー ポレート・アンド・ スペシャルティ・ アーゲー	被所有 直接 100%	役員 の 兼 任	再 保 険 取 引	増資の受入	1,000	資本金・資本準備金	1,000
					受再保険料	—	未収受再保 険料など	127
					受再保険金	—		
					受再手数料	—		
					未払再保 険料など	出再保険料	△8,933	1,217
						出再保険金	1,737	
出再手数料	2,822							
子 会 社 の 親 会 社 の 他	アリアンツ・イン シュアランス・カ ンパニー・オブ・ シンガポール 他	なし	なし	再 保 険 取 引	受再保険料	0	未収受再保 険料など	45
					受再保険金	△33		
					受再手数料	0		
					未払再保 険料など	出再保険料	△1,120	175
						出再保険金	48	
						出再手数料	112	

4. 関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成21年度	平成22年度
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期純利益 (△は純損失)		△ 691	503
減価償却費		95	107
支払備金の増減額(△は減少)		176	△ 861
責任準備金の増減額(△は減少)		515	△ 1,704
貸倒引当金の増減額(△は減少)		—	1
退職給付引当金の増減額(△は減少)		9	9
その他引当金の増減額(△は減少)		1	0
価格変動準備金の増減額(△は減少)		0	△ 0
利息及び配当金収入		△ 54	△ 22
有価証券関係損益(△は益)		△ 7	△ 1
有形固定資産関係損益(△は益)		1	1
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)		△ 15	△ 298
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)		3	1,137
小 計		33	△ 1,126
利息及び配当金の受取額		43	42
法人税等の支払額		△ 3	△ 6
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>73</b>	<b>△ 1,090</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出		△ 1,283	△ 2,999
有価証券の売却・償還による収入		999	3,899
その他		0	—
資産運用活動計		△ 283	900
(営業活動及び資産運用活動計)		( △ 210)	( △ 189)
有形固定資産の取得による支出		△ 240	△ 38
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>△ 524</b>	<b>861</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
株式の発行による収入		740	1,000
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>740</b>	<b>1,000</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		289	771
現金及び現金同等物期首残高		2,111	2,400
現金及び現金同等物期末残高		2,400	3,172

(注)

- 現金及び現金同等物は、手許現金、普通預金、当座預金及び取得日から満期償還日までの期間が3ヶ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっています。
- 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## (4)株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	平成21年度	平成22年度
	金 額	金 額
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,367	4,737
当期変動額		
新株の発行	370	500
当期変動額合計	370	500
当期末残高	4,737	5,237
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	867	1,237
当期変動額		
新株の発行	370	500
当期変動額合計	370	500
当期末残高	1,237	1,737
資本剰余金合計		
前期末残高	867	1,237
当期変動額		
新株の発行	370	500
当期変動額合計	370	500
当期末残高	1,237	1,737
利益剰余金		
任意積立金(価格変動準備金)		
前期末残高	55	55
当期末残高	55	55
繰越利益剰余金		
前期末残高	△ 4,665	△ 5,363
当期変動額		
当期純損失	△ 697	497
当期変動額合計	△ 697	497
当期末残高	△ 5,363	△ 4,865
利益剰余金合計		
前期末残高	△ 4,609	△ 5,307
当期変動額		
当期純損失	△ 697	497
当期変動額合計	△ 697	497
当期末残高	△ 5,307	△ 4,810
株主資本合計		
前期末残高	624	666
当期変動額		
新株の発行	740	1,000
当期純損失	△ 697	497
当期変動額合計	42	1,497
当期末残高	666	2,163
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△ 37	27
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	65	△ 9
当期変動額合計	65	△ 9
当期末残高	27	17
純資産合計		
前期末残高	586	693
当期変動額		
新株の発行	740	1,000
当期純損失	△ 697	497
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	65	△ 9
当期変動額合計	107	1,487
当期末残高	693	2,180

(注)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は次のとおりであります。

平成21年度	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	104千株	14千株	一千株	119千株	当期増加株式数14千株は、第三者割当増資による新株の発行による増加です。
合計	104千株	14千株	一千株	119千株	

平成22年度	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	119千株	20千株	一千株	139千株	普通株式の発行済株式数の増加20千株は、第三者割当増資による新株の発行による増加であります。
合計	119千株	20千株	一千株	139千株	

2. 当事業年度末における自己株式の保有はありません。
3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式はありません。
4. 当事業年度末後において剰余金の配当を行なう予定はありません。
5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## 2. リスク管理債権

(1)破綻先債権

該当事項はありません。

(2)延滞債権

該当事項はありません。

(3)3ヶ月以上延滞債権

該当事項はありません。

(4)貸付条件緩和債権

該当事項はありません。

(5)リスク管理債権の合計額

該当事項はありません。

## 3. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

## 4. 債務者区分に基づいて区分された債権

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当事項はありません。

(2)危険債権

該当事項はありません。

(3)要管理債権

該当事項はありません。

(4)正常債権

該当事項はありません。

## 5. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円、%)

区分	年度	平成21年度末	平成22年度末
	(1) ソルベンシー・マージン総額		2,438
資本金または基金等(純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額)		666	2,163
価格変動準備金		1	0
危険準備金		—	—
異常危険準備金		1,732	1,474
一般貸倒引当金		—	—
その他有価証券の評価差額×90%(評価損の場合は100%)		38	24
土地の含み損益×85%(評価損の場合は100%)		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
意図的保有による控除額		—	—
その他		—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+(R_5+R_6)}$		666	1,401
一般保険リスク相当額(R <sub>1</sub> )		340	246
第三分野保険の保険リスク(R <sub>2</sub> )		—	—
予定利率リスク相当額(R <sub>3</sub> )		0	0
資産運用リスク相当額(R <sub>4</sub> )		128	368
経営管理リスク相当額(R <sub>5</sub> )		22	45
巨大災害リスク相当額(R <sub>6</sub> )		280	912
(3) ソルベンシー・マージン比率[ (1) ÷ { 1/2 × (2) } ] ×100		731.6%	522.7%

(注)1.上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

【参考】平成23年度末(平成24年3月31日)から適用される新基準による数値 (単位:百万円、%)

区分	年度	平成22年度末
	(1) ソルベンシー・マージン総額	
資本金または基金等(純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額)		2,163
価格変動準備金		0
危険準備金		—
異常危険準備金		1,474
一般貸倒引当金		—
その他有価証券の評価差額×90%(評価損の場合は100%)		24
土地の含み損益×85%(評価損の場合は100%)		—
負債性資本調達手段等		—
意図的保有による控除額		—
その他		—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+(R_5+R_6)}$		1,247
一般保険リスク相当額(R <sub>1</sub> )		310
第三分野保険の保険リスク(R <sub>2</sub> )		—
予定利率リスク相当額(R <sub>3</sub> )		1
資産運用リスク相当額(R <sub>4</sub> )		391
経営管理リスク相当額(R <sub>5</sub> )		42
巨大災害リスク相当額(R <sub>6</sub> )		704
(3) ソルベンシー・マージン比率[ (1) ÷ { 1/2 × (2) } ] ×100		587.2%

### 「ソルベンシー・マージン比率」とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期払戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(2))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(1))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(3))です。

### 「通常の予測を超える危険」とは

保険引受上の危険(注1)、予定利率上の危険(注2)、資産運用上の危険(注3)、経営管理上の危険(注4)、巨大災害に係る危険(注5)の総額をいいます。

- (注1)保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)  
(一般保険リスク)  
(第三分野保険の保険リスク)
- (注2)予定利率上の危険：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険  
(予定利率リスク)
- (注3)資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価値が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等  
(資産運用リスク)
- (注4)経営管理上の危険：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記(注1)から(注3)及び(注5)以外のもの  
(経営管理リスク)
- (注5)巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険  
(巨大災害リスク)

### 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」とは

損害保険会社の純資産(社外流出予定額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営上の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 6. 時価情報等

## (1)有価証券に係る時価情報

## その他有価証券

(単位：百万円)

区分	年度	平成21年度末			平成22年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	1,400	1,431	31	1,199	1,217	18
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	489	504	15	509	518	9
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	1,889	1,936	46	1,708	1,736	27
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	499	499	0	100	99	△0
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	418	414	△3	100	99	△0
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	918	914	△3	200	199	△0
合計		2,807	2,850	43	1,908	1,936	27

(注)1.「種類」欄の「公社債」は貸借対照表の「国債」、「地方債」および「社債」を指しています。

2.時価の無い有価証券については帳簿価額としています。

## (2)金銭の信託

該当事項はありません。

## (3)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)

該当事項はありません。

## (4)保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

## (5)先物外国為替取引

該当事項はありません。

## (6)有価証券デリバティブ取引((7)に掲げるものを除く)

該当事項はありません。

## (7)金融商品取引法に規定する有価証券先物取引、有価証券先渡取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません。

- VI. 平成22年度末日において、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他当社の経営に重要な影響を及ぼす事象について
- VII. 保険会社及びその子会社等の概況
- VIII. 保険会社及びその子会社等の主要な業務
- IX. 保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況
- X. 平成22年度末における重要事象等

VI、VII、VIII、IX、Xとも全て該当事項はありません。

# アリアンツ火災海上の現状

2011年7月発行

アリアンツ火災海上保険株式会社 ファイナンス部

本誌は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

本誌に記載された財務諸表が適正であり、財務諸表作成にかかわる内部監査が有効に実施されたことは代表取締役社長が確認しております。また、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書については会社法の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の会計監査を受けております。

アリアンツ火災海上保険株式会社

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル

TEL:03-4588-7500(代表)

<http://www.allianz.co.jp>